諮問庁：法務大臣
諮問日：令和７年１１月２１日（令和７年（行個）諮問第３０８号）
答申日：令和８年１１月６日（令和８年度（行個）答申第２１５号）
事件名：本人が行った相談に係る人権相談票の記録の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和７年１０月３日付け法務省権調第１６３号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。なお、添付資料は省略する。

（１）審査請求書

私は、特定年月日に特定地方法務局人権擁護課に対し、〇〇に関する相談を行いました。これに関連する人権相談票の記録について、令和７年９月１日付けで開示請求を行いましたが、法務局は「当該個人情報を作成および取得していない」として、開示をしない旨の決定を通知しました。

しかしながら、当該相談は法務局職員により対応され、記録が作成されていると認識しております。実際に、相談当日の対応に関する内容を含む法務局職員とのメールの写しも保有しており、相談の事実および記録の存在を裏付ける資料として添付いたします。

したがって、「作成および取得していない」とする理由には合理性を欠くと考えます。

このため、当該決定は、法８２条２項に基づく適正な判断とは言えず、取消されるべきものと判断し、審査請求を行う次第です。

（２）意見書

私が特定年月日に特定地方法務局人権擁護課において行った○○に関する人権相談については、当日、担当職員が記録を取っていたことを明確に記憶しております。通常の手続きに従えば、「人権相談票」が作成されているはずであり、文書不存在との決定には強い疑問を抱いておりました。

その後、私は本件に関連して提起した民事訴訟（略）の過程において、国（法務省）より、当該人権相談票の写しを開示されました。これは、当該文書が実際には存在していたことを示す明確な証拠であり、法務大臣による「不存在」との不開示決定が事実に反していたことを裏付けるものです。

以上のとおり、本件対象文書は実際に存在しており、法務大臣による不開示決定は誤りであると考えます。よって、当該不開示決定は取り消され、文書の存在を前提とした適切な開示決定がなされるべきです。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　原処分について

審査請求人から開示請求のあった「開示を請求する保有個人情報」は、本件対象保有個人情報である。

処分庁は、法８２条２項の規定に基づき、令和７年１０月３日、全部を開示しない旨の決定（原処分）をし、同日付け法務省権調第１６３号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」により、審査請求人に通知した。

２　審査請求の趣旨について

審査請求書に、「当該決定は、法８２条２項に基づく適正な判断とは言えず、取消されるべきものと判断し、審査請求を行う次第です。」などと記載されていることからすると、審査請求人は、処分庁が行った原処分について、本件対象保有個人情報を処分庁が作成又は保有していることを理由として、原処分を取り消し、開示をする決定を求めていると解される。

３　原処分を行った理由について

開示請求を受けて、処分庁において本件対象保有個人情報を探索したものの、本件対象保有個人情報は作成・取得しておらず保有していなかったため、不開示とした。

４　参考事項

審査請求人に対しては、求補正書の送付及び電話による意思確認を行い、人権相談票に係る一般的な取扱いを教示した上、開示請求先について確認したものの、処分庁宛てに請求を維持する旨の回答が示されている。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１１月２１日　　諮問の受理

② 同日　諮問庁から理由説明書を収受
③ 令和８年１月８日　審査請求人から意見書及び資料を収受
④ 同年１０月３０日　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を作成又は取得しておらず、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとするものと解されることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

２　本件対象保有個人情報の保有の有無について

（１）本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア　法務局若しくは地方法務局又はその支局（以下「法務局等」という。）の職員が、人権相談取扱規程（昭和５９年８月３１日法務省訓令第３号。以下「取扱規程」という。）５条に定める人権相談の取扱場所において人権相談を取り扱ったときは、法務省人権擁護局長の定める様式による人権相談票を作成し、相談の内容、回答及び処理の概要等を記録しておかなければならないとされている（取扱規程６条）。

これらにより、法務局等の職員が作成した人権相談票は、人権侵犯事件等記録帳簿保存規程（平成５年４月１日権調第１３７号法務省人権擁護局長通達。以下「保存規程」という。）に基づき、人権相談に関する記録としてそれぞれの法務局等において保存するものとされている。

イ　審査請求人は、当該相談をメールにより行ったとしているところ、「法務省インターネット人権相談受付窓口」で受け付けるメール相談においては、相談者が「人権相談内容記入フォーム」で選択した都道府県名（北海道においては市町村）に応じて、管轄法務局又は地方法務局に自動で振り分けて送信される。

実際に、審査請求人は、都道府県名として特定の都道府県を選択し、それに応じて自動で振り分けて送信された特定地方法務局において相談の対応を行ったため、処分庁においては当該相談を取り扱っておらず、本件対象保有個人情報は作成又は取得していない。

ウ　原処分を行うに当たり、令和７年９月２日付け「保有個人情報開示請求について（求補正）」において、特定地方法務局に行った人権相談に係る人権相談票は、特定地方法務局が保有しているものと思われ

る旨を情報提供し、電話でもその旨の説明を行ったが、審査請求人は、処分庁宛ての開示請求を維持したため、原処分を行った。

エ　本件審査請求を受け、法務省人権擁護局において、改めて執務室、書庫、パソコン上のフォルダ内等を探索したが、本件開示請求があった当時、本件対象保有個人情報を保有していた事実は認められなかった。

（２）これを検討するに、当審査会において、諮問庁から提示を受けた取扱規程及び保存規程の各写しを確認したところ、諮問庁が上記（１）アで説明する内容に符合する規定が存在することが認められた。

次に、当審査会において法務省インターネット人権相談受付窓口の人権相談内容記入フォームを確認したところ、都道府県名を選択する欄が認められ、また、審査請求人が、審査請求書（上記第２の２（１））に、相談に係る特定地方法務局職員との間のメールの写しを添付していることを踏まえると、審査請求人の相談は、審査請求人が選択した都道府県に応じて振り分けられ、特定地方法務局において対応を行っているため、処分庁においては、本件開示請求の時点において、本件対象保有個人情報は作成又は取得していない旨の上記（１）イの諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記（１）エの説明を踏まえた探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、法務省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、法務省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙（本件対象保有個人情報が記録された文書）

開示請求者が、特定年月日に特定地方法務局人権擁護課に行った○○の相談に係る人権相談票の記録